



上 場 株 式 の 評 価 明 細 書

氏 名 (被相続人又は受贈者)	
--------------------	--

銘 柄	課 税 時 期 の 最 終 価 格					最 終 価 格 の 月 平 均 額			評 価 額 (円)	増資による権利 落等の修正計算 その他の参考事項			
	銘柄コード	取引所 コード	元号	年	月	日	① 価額 (円)	課 税 時 期 の 属 する 月			課 税 時 期 の 属 する 月 の 前 月	課 税 時 期 の 属 する 月 の 前 々 月	
								② 価額 (円)			③ 価額 (円)	④ 価額 (円)	
E01		N01									G02	E04	
E02	E03												
E05		N02										G04	E08
E06	E07												
E09		N03										G06	E12
E10	E11												
E13		N04										G08	E16
E14	E15												
E17		N05										G10	E20
E18	E19												
E21		N06										G12	E24
E22	E23												
E25		N07										G14	E28
E26	E27												

記載方法等

- 「取引所コード」欄には、課税時期の最終価格等について採用した金融商品取引所に応じて、それぞれ次のコードを記載します。
東京証券取引所…「1」、名古屋証券取引所…「3」、福岡証券取引所…「6」、札幌証券取引所…「8」
- 「課税時期の最終価格」の「元号」「年」「月」「日」欄には、課税時期を記載します。ただし、課税時期に取引がない場合等には、課税時期の最終価格として採用した最終価格についての取引月日を記載します。
- 「最終価格の月平均額」の「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、それぞれの月の最終価格の月平均額を記載します。ただし、最終価格の月平均額について増資による権利落等の修正計算を必要とする場合には、修正計算後の最終価格の月平均額を記載するとともに、修正計算前の最終価格の月平均額をカッコ書きします。
- 「評価額」欄には、「①」欄から「④」欄までのうち最も低い金額を記載します。ただし、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した場合には、「①」欄の金額を記載します。
- 各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てます。